

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

鳥取県八頭県土整備事務所長 森 泰雄

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

令和8年度鳥取県八頭県土整備事務所凍結防止剤納入 一式

ア 凍結防止剤（塩化ナトリウム 500kg袋） 600袋（予定）

イ 凍結防止剤（塩化カルシウム 25kg袋） 500袋（予定）

ウ 凍結防止剤（塩化カルシウム 500kg袋） 20袋（予定）

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

別紙「令和8年度鳥取県八頭県土整備事務所凍結防止剤納入仕様書」による。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「工事用材料類」の「諸材料」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

電話 0858-72-3858

電子メール yazu_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和8年10月9日（金）から同月19日（月）までの間にインターネットの鳥取県八頭県土整備事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/y-kendo/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年10月9日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月30日（金）入札開始時刻等は、入札番号ごとに、次表のとおり。

入札番号	種 別	入札開始予定時刻等
1	塩化ナトリウム 500 k g /袋	午後1時30分入札、即時開札
2	塩化カルシウム 25 k g /袋	午後1時40分入札、即時開札
3	塩化カルシウム 500 k g /袋	午後1時50分入札、即時開札

イ 場所

鳥取県八頭庁舎 会議棟2階 入札室 （鳥取県八頭郡八頭町郡家100）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する入札説明書で示す事前提出物（以下「事前提出物」という。）を作成の上、4の（1）の場所に令和8年10月19日（月）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 事前提出物の提出者（以下「提出者」という。）は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は、返却しない。また、提出者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 入札は、入札番号ごとに紙入札により行うこと。
- (6) 入札書（様式第4号）は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。